

行政相談委員

氏名	住所	☎
河野 順子	大久保町4-25-8	6901-5985
讃岐 信子	長池町1-1	6997-1023
塚本 公春	八雲中町1-1-24	6908-6421
山崎 勉	南寺方中通2-2-21	6991-7513

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間の有識者です。みなさんの身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

市では、毎月第4火曜日の午前10時～正午に市役所市民相談コーナーで行政相談を行っています。

ただし、相談は前日までに予約が必要です。

また、各委員の自宅でも相談を受け付けています。

市内の行政相談委員は左表のとおりです。

今月は特設行政相談所を

**行政相談週間** 10月20日～26日(日)

**特設行政相談所を開設**

10月20日～26日(日)は、「行政相談週間」です。毎日の暮らしの中で、国の仕事や手続きについて「困った」「納得できない」「もっと詳しく知りたい」などの相談ごとはありませんか。

**行政相談委員**

行政相談委員は、総務大臣が委嘱した民間の有識者です。みなさんの身近な相談相手として、国の仕事に関する苦情などの相談を受け付け、助言や関係行政機関に対する通知などを行っています。

市では、毎月第4火曜日の午前10時～正午に市役所市民相談コーナーで行政相談を行っています。

ただし、相談は前日までに予約が必要です。

また、各委員の自宅でも相談を受け付けています。

市内の行政相談委員は左表のとおりです。

今月は特設行政相談所を

**11月1日(土)から**

**ひとり親家庭医療証**

**が変わります**

市は、ひとり親家庭の人を対象に医療費の一部負担金(0歳～中学校卒業までの乳幼児・児童および生徒

**11月1日(土)から**

**障害者医療証が**

**変わります**

市は、障害のある人を対象に医療費の一部負担金を助成していますが、現在対象者に交付している医療証は、10月31日(金)で有効期限が切れます。

引き続き、障害者医療の受給資格のある人にはオレンジ色の医療証を10月31日(金)までに郵送します。

11月1日(土)からは、必ず新医療証を医療機関の窓口で提示して下さい。

10月31日(金)までに新医療証が届かない時や医療証の記載内容に誤りがある時は、障害福祉課まで連絡して下さい。

また、受給資格のある人で、医療証を持っていない人(未申請者)は、関係書類を添えて申請して下さい。

**受給資格**

国民健康保険または各種社会保険の加入者で、下表の資格要件に該当する人。

※受給資格には所得制限があります。

問合せ先 障害福祉課 ☎6992・1630

市は、障害のある人を対象に医療費の一部負担金を助成していますが、現在対象者に交付している医療証は、10月31日(金)で有効期限が切れます。

引き続き、障害者医療の受給資格のある人にはオレンジ色の医療証を10月31日(金)までに郵送します。

11月1日(土)からは、必ず新医療証を医療機関の窓口で提示して下さい。

10月31日(金)までに新医療証が届かない時や医療証の記載内容に誤りがある時は、障害福祉課まで連絡して下さい。

また、受給資格のある人で、医療証を持っていない人(未申請者)は、関係書類を添えて申請して下さい。

**受給資格**

国民健康保険または各種社会保険の加入者で、下表の資格要件に該当する人。

※受給資格には所得制限があります。

問合せ先 障害福祉課 ☎6992・1630

表 障害者医療受給資格

資格要件	身体障害者(児)	知的障害者(児)
1	1級または2級の身体障害者手帳を所持している人	重度の知的障害者(療育手帳のA判定)または、判定書を所持している人
2	身体障害者手帳を所持し、中度の知的障害者(療育手帳のB1判定)または、判定書を所持している人	

**10月は里親月間**

**～あなたも里親に～**

さまざま事情により家庭を離れて生活しなければならぬ子どもたちを、自分の家庭で理解をもって育てていただける人を里親とします。

里親には、

①一定期間子どもを養育する養育里親

②養子縁組を前提として養育する養子里親

のほか、親族里親、専門里親があり、知事の認定が必要で、保護者による面会や外泊ができない施設入所中の子どもを、週末や長期休暇中に家庭に迎える週末里親事業も実施しています。

問合せ先 府中央子ども家庭センター ☎072・828・0161、FAX 072・828・5319



表 ひとり親家庭医療受給資格

審査資格	イ	ロ
①母子家庭	18歳に達した日以後、最初の3月31日までの児童イの児童を養育している母・父・養育者	口
②父子家庭		
③両親のいない子と養育者の家庭		



市立幼稚園および募集人員一覧表

幼稚園名	募集人員		所在地	☎
	4歳児	5歳児		
とうこう	90人	各園とも若干人	東光町2-1-8(三郷小学校内)	6992-0800
やくも	60人		八雲西町4-31-11(八雲小学校内)	6992-3000
にわくぼ			佐太中町1-6-36(庭窪小学校内)	6902-0700
とうだ			藤田町1-57-18(藤田小学校東側)	6903-0226
おおくぼ			大久保町2-32-15(大久保小学校北側)	6902-1163

**平成27年度市立幼稚園入園児を募集**

市では、平成27年度市立幼稚園の入園児を募集します。

資格 市内在住の4・5歳児▽4歳児(2年保育)は平成22年4月2日～同23年4月1日生まれの幼児▽5歳児(1年保育)は平成21年4月2日～同22年4月1日生まれの幼児

募集人員および保育料など別表のとおり

受付期間 10月1日～31日(午後1時～4時)

入園願書配布場所 各市立幼稚園、保育・幼稚園課幼稚園係、市役所案内窓口、市民・大日サービスコーナー、各公民館、子育て支援センター

受付場所 入園を希望する幼稚園

保育料などの減免▽生活保護を受けている世帯は全額▽市民税が非課税の世帯は7割▽市民税所得割額が非課税の世帯は5割▽保護者の失業・病气その他の事由により収入が著しく減少した世帯は別途助金のうえ減免決定

※守口市子ども・子育て会議などの意見を踏まえて、就学前児童施設のある方の検討を行います。

問合せ先 保育・幼稚園課幼稚園係 ☎6992・1638

保育料およびバス使用料

保育料月額	11,000円
バス使用料月額(とうこう幼稚園バス利用者のみ)	2,000円

※園児の送迎は、原則として保護者が行います。ただし、通園バスは「錦・南小学校区域内」からのとうこう幼稚園通園児を対象に運行しています。

市では、平成27年度市立幼稚園の入園児を募集します。

資格 市内在住の4・5歳児▽4歳児(2年保育)は平成22年4月2日～同23年4月1日生まれの幼児▽5歳児(1年保育)は平成21年4月2日～同22年4月1日生まれの幼児

募集人員および保育料など別表のとおり

受付期間 10月1日～31日(午後1時～4時)

入園願書配布場所 各市立幼稚園、保育・幼稚園課幼稚園係、市役所案内窓口、市民・大日サービスコーナー、各公民館、子育て支援センター

受付場所 入園を希望する幼稚園

保育料などの減免▽生活保護を受けている世帯は全額▽市民税が非課税の世帯は7割▽市民税所得割額が非課税の世帯は5割▽保護者の失業・病气その他の事由により収入が著しく減少した世帯は別途助金のうえ減免決定

※守口市子ども・子育て会議などの意見を踏まえて、就学前児童施設のある方の検討を行います。

問合せ先 保育・幼稚園課幼稚園係 ☎6992・1638

**善意**

善意が寄せられました。厚くお礼申し上げます。【社会福祉のために】匿名1件

**戦没者追悼式**

市は、先の大戦で亡くなった人の霊を慰め、新たな平和の願いを込めて、次のおり戦没者追悼式を行います。多数ご列席下さい。

とき 10月17日(金)午後2時

ところ エナジール

問合せ先 健康福祉部総務課 ☎6992・1570

**ご協力ありがとうございます**

**東日本大震災義援金**

守口市でお預かりした義援金は、日本赤十字社大阪府支部を通じて被災地へ全額寄付されています。

8月31日までに寄せられた義援金の総額は3千79万3千778円です。ありがとうございます

問合せ先 危機管理課 ☎6992・1496

ごさいました。義援金の受付は平成27年3月31日(火)まで行っておりますので、ご協力をお願いいたします。

**児童手当の振込日は10月8日(水)**

平成26年6～9月分を10月8日(水)に振込します。転出などをしている人は、対象月が変わります。

また、現況届を申請していない人には、振込できません。

問合せ先 子育て支援課支援係 ☎6992・1647

振込金額

対象児童(中学校修了前まで)	金額(月額)
3歳未満	15,000円
3歳以上	10,000円
第3子以降(3～12歳)	15,000円
中学生	10,000円

所得制限超の世帯の児童は一律5,000円です。

振込日

振込月	内 訳
6月	2～5月(4か月分)
10月	6～9月(4か月分)
2月	10～1月(4か月分)

振込日は各振込月の8日です。土・日曜、祝日の場合は前日の平日が振込日です。